

○小牧市議会議員政治倫理条例施行規則

平成28年9月30日

議会規則第1号

改正 令和元年6月5日議会規則第1号

令和3年1月25日議会規則第1号

令和3年9月8日議会規則第3号

令和4年9月26日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市議会議員政治倫理条例（平成28年小牧市条例第37号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手続)

第2条 条例第5条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）は、審査請求書（様式第1）によるものとする。

2 市民が審査請求をする場合は、条例第5条に規定する代表者（以下「審査請求代表者」という。）は、条例第4条に規定する政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反する疑いがあると認められる書類その他の物件又はその写しを付して条例第5条第1号に規定する小牧市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）に対し、署名を求めなければならない。

3 前項の場合における署名を求める手続については、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する条例の制定の直接請求の例による。

(審査請求書等の審査及び受理)

第3条 議長は、審査請求代表者から審査請求書の提出があった場合は、当該審査請求書及び添付された書類その他の物件を審査しなければならない。この場合において、審査請求が条例第5条第1号に規定する市民による場合は、直ちに小牧市選挙管理委員会に対し、署名をした者が選挙権を有する市民であることの確認を求めるものとする。

2 議長は、前項の審査請求の提出があった場合において、審査請求書等

に不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

3 議長は、第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていると認めたときは、審査請求書を受理し、審査付託書（様式第2）により速やかに条例第6条に規定する小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託するものとする。

（審査請求の却下）

第4条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていないと認めたとき、又は審査請求代表者が前条第2項の規定による補正の求めに応じなかったときは、審査請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、審査請求却下通知書（様式第3）により通知するものとする。

（審査会の委員長等）

第5条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査会の調査事項）

第7条 条例第7条第1項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）に対する政治倫理基準に違反する疑いに係る事情聴取

(2) 審査請求代表者その他の関係人に対する審査に係る必要な資料の請

求及び事情聴取

(3) 政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる書類その他の物件に関する審査

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項  
(審査会の傍聴)

第8条 審査会の傍聴については、小牧市議会委員会条例（昭和45年小牧市条例第14号）に定める常任委員会の傍聴の例による。

(審査結果の報告)

第9条 条例第9条の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書（様式第4）によるものとする。

(審査結果の通知)

第10条 条例第10条の規定による審査の結果の通知は、審査結果通知書（様式第5）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年議会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年議会規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市議会議員政治倫理条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市議会議員政治倫理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年議会規則第1号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

年 月 日

(宛先) 小牧市議会議長

審査請求代表者 住所  
氏名  
電話

審査請求書

次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員名
- 2 政治倫理基準に違反する疑いの内容  
(該当条項：小牧市議会議員政治倫理条例第 4 条第 号)
- 3 政治倫理基準に違反する疑いの根拠
- 4 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 2 (第 3 条関係)

年 月 日

(宛先) 小牧市議会議員政治倫理審査会  
委員長

小牧市議会議長

印

審査付託書

次のとおり審査を付託します。

記

- 1 審査対象議員名
- 2 審査の付託内容
- 3 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

様

小牧市議会議長

印

審査請求却下通知書

年 月 日付けで審査の請求がありました。次の理由により却下します。

記

却下理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 4（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）小牧市議会議長

小牧市議会議員政治倫理審査会  
委員長 ⑩

審査結果報告書

年 月 日付けで審査の付託を受けた件について、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第5（第10条関係）

年 月 日

様

小牧市議会議長

印

審査結果通知書

年 月 日付けで審査の請求があった件について、小牧市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので通知します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。



様式第 1 (第 2 条関係)

様式第 2 (第 3 条関係)

様式第 3 (第 4 条関係)

様式第 4 (第 9 条関係)

様式第 5 (第 1 0 条関係)